

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	79		
総務文教常任委員会記録				
日時	令和7年 6月20日(金)	開会 閉会	午前10時00分 午後 0時58分	会場 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室1
出席者	委員長 高橋 立一 委員 杉山 愛子 委員 山本 啓介 委員 高橋 祐平	副委員長 大崎 宏明 委員 松田 健 委員 海地 雅弘		
市側出席者	副 市 長 (梅原健一郎) 総務課長 (松浦 すが) プロジェクト推進室長 (岡田 進一) 文化スポーツ・観光課長 (廣見 太志) 防災課長 (楠瀬 晃) 教育長 (竹内 新) 学校教育課長 (森光 和明) 子ども・子育て支援課長 (市川ゆかり)	会計管理者兼会計課長 (濱崎 守央) 企画情報課長 (堅田 典寿) 元気創造課長 (小川 智義) 人権交流センター所長 (松浦 永治) 税務課長 (青木 裕子) 教育次長 (西村 浩司) 生涯学習課長 (福本 博一)		
	【事務局】局長：久万 敏幸 次長 松本 佐和			
欠席者	なし		記録者 松本 佐和	
議義 是真				
(1) 市議案について				
市議案第55号 専決処分の承認について				
原案承認				
市議案第57号 須崎市子どもの居場所づくり事業利用者負担金徴収 条例の制定について				
原案可決				
市議案第58号 専決処分の承認について《分割》				
原案承認				
市議案第59号 専決処分の承認について《分割》				
原案承認				
市議案第61号 令和7年度須崎市一般会計補正予算(第2号)について《分割》				
原案可決				

市議案第 64 号 工事請負契約の変更について

原案可決

(2) 請願・陳情について

陳 情第 18 号 消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書採
択のお願い

不採択

陳 情第 19 号 「大学の学費値上げに関する意見書」採択を求める
陳情

不採択

(3) その他

総務文教常任委員会記録《令和 7 年 6 月 20 日》

○午前 10 時 00 分 開議

* ~~~~~ * ~~~~~ * ~~~~~ * ~~~~~ * ~~~~~ *

○高橋（立）委員長＝皆さん、おはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまより総務文教委員会を開議いたします。

議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いをいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係のない質問は控えるようお願いをいたします。休憩中の執行部への長時間の質問につきましても極力控えるようお願いをいたします。

これより議事に入ります。

今議会、総務文教委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第 55 号 専決処分の承認について

○高橋（立）委員長＝まず、市議案第 55 号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○青木税務課長＝おはようございます。

市議案第 55 号専決処分の承認についてを御説明申し上げます。議案書 1 ページから 4 ページまでございます。

この議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律などが公布されたことに伴い、須崎市税条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告申し上げますとともに御承認をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、軽自動車税種別割に係る改正として、原動機付自転車の車両区分の見直しに伴う新たな区分の追加などのほか、法改正に伴う規定の明確化や条ずれ、項ずれなどの措置、字句について、所要の整理を行うものでございます。

それでは、条を追って説明いたします。議案書 3 ページを御覧ください。

第 36 条の 2 第 10 項の改正は、市民税の申告につきまして、法律の改正に伴う

項ずれを反映するものでございます。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号の改正は、区分所有家屋に係る補正方法の申告につきまして、法律の改正に伴う項ずれを反映するものでございます。

第 82 条第 1 号の改正は、原動機付自転車につきまして、法律改正により、新たな種別割の税率区分として、「2輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円」が追加されたことと、それに伴う文言の整理を行うものでございます。

第 89 条第 2 項の改正は、軽自動車等種別割の減免につきまして、法律の改正に伴う項ずれを反映し、第 82 条第 1 号の改正にあわせて、規定の整理を行うものでございます。

第 90 条の改正は、身体障害者等に対する軽自動車等の種別割の減免申請時につきまして、運転免許証の提示が義務づけられているところ、道路交通法の一部改正により、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、規定等の整理を行うものでございます。

第 137 条の 3 第 2 項第 1 号の改正は、特別土地保有税の減免につきまして、法律の改正に伴う項ずれを反映するものでございます。

議案書 3 ページ、下から 2 行目から、議案書 4 ページ、2 行目までの附則第 10 条の 2 の改正は、固定資産税の課税標準額の特例に関する規定につきまして、法律の改正に伴う項ずれを反映するものでございます。

議案書 4 ページ、3 行目の附則第 10 条の 3 の改正は、法律改正に伴い、第 14 項に、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減免措置を受けようとする者がすべき申告についての規定を追加し、あわせて第 15 項以下を繰り下げるものでございます。

附則第 10 条の 4 及び第 10 条の 5 は、法律改正により、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例措置等が廃止されたことに伴い、削除するものでございます。

附則第 10 条の 6 の改正は、令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきまして、法律の改正に伴う項ずれなど、所要の整理を行い、規定の適用期間終了後も被災地支援を継続するため、適用期間が 2 年延長されたことにより、適用年を令和 7 年度分及び令和 8 年度分とするもので、また、前述の附則第 10 条の 4 及び附則第 10 条の 5 が削除されることにより、附則第 10 条の 6 を附則第 10 条の 4 へ繰り上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、第 1 条で、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日と規定し、第 2 条では、固定資産税に関する経過措置を、第 3 条では、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 57 号 須崎市子どもの居場所づくり事業利用者負担金徴収条例の制定について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第 57 号須崎市子どもの居場所づくり事業利用者負担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝皆さん、おはようございます。

市議案第 57 号須崎市子どもの居場所づくり事業利用者負担金徴収条例の制定について御説明いたします。議案書の 8 ページから 9 ページでございます。

本議案につきましては、本年度から浦ノ内小学校で行う夏休みなど長期の休暇期間中における子どもの居場所づくり事業に係る利用者負担金徴収について、条例制定するものでございます。

なお、事業内容や対象者、利用の申込みなど、実施内容に関しましては、別途規則などで定めることといたしております。

条例案でございますが、第 1 条では、趣旨を、第 2 条で、負担金の額を別表のとおりとし、第 3 条では、負担金の納付について、第 4 条では、負担金の減免について、第 5 条では、負担金の還付について、第 6 条では、委任について規定しております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎委員。

○大崎副委員長=この別表のほうですけど、前期、後期と呼ばれるのは、年度の前期、後期という意味ですか。(前期)4月春休み、(前期)7月夏休み、(前期)8月夏休み、と書いとりますけど、そういう解釈でよろしいか。どうしてこんな表記をしてますか、前期と後期という表記を。お願いします。

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=この利用時期ですけども、長期の休みを、春休み、夏休み、冬休みを月で表しまして、月で負担金を頂くということで、こういった表記になっております。前期、後期とした分につきましては、前期分として納付書を発行させていただくことと、後期分として納付書を発行させていただくことで、こういった表記にさせていただいております。

○高橋（立）委員長=大崎委員。

○大崎副委員長=第5条にある還付しないと書いてますけど、もしやっぱり前期、途中、利用しゅうときに、4月の段階で、例えば利用してました。やっぱり8月は、夏休みは来ないよというような場合は、もう還付しないという表現でよろしいですか。

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=この事業につきましては、この事業を使わないというふうになりましたら、退所届といいますか、取りやめの届けを出していただくように考えております。それが出来ましたら、払戻しを考えております。

○大崎副委員長=僕は以上です。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=浦ノ内小学校の長期休みの子どもの居場所づくり事業ということなんですがけれども、放課後児童クラブがない上分や安和といった地域からも、児童クラブがない地域にもこういったニーズがあると、要望も上がっていると思うんですけれども、ほかの地区との公平性についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=この事業につきましては、令和6年度に浦ノ内地区のほうからお声が上がりまして、事業を設置した次第になっております。ほかの地区につきましては、まだちょっと予定は今のところ立っておりません。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=市政懇談会で要望が上がってから、始まった、この事業だと思うんですけれども、市政懇談会で、じゃあ、上げたら、進めてくれるのかとか、ほかで、市政懇談会以外の場で、他地区からも要望が上がってたと思いますので、その辺り、公平にこういった事業を開始していただきたかったなというのが1点あります。

また、放課後児童クラブがある地域との公平性についても、ちょっと思いがりまして、放課後児童クラブがある多ノ郷、須崎、吾桑、新莊の地区は、長期休みの

みの児童クラブの申込みというのが現状できないんですけれども、でも、やっぱり働き方なんかの関係で、学期中は児童クラブの利用は必要ないけれども、長期休みは必要があるという家庭の要望もこれまでお届けしてまいりました。そういういた児童クラブがあるところは、夏休みの長期休みの受皿がないけど、でも、浦ノ内では始まる、この考え方、どういったふうに考えればいいでしょうか。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝浦ノ内地区につきましては、子ども教室のみということで、しかも、子ども教室は200日の開設の日数が限られている中で、ちょっとそれではなかなか子どもさんの居場所が整わないということで、お声をいただきました。片や放課後児童クラブのある地区につきましては、その放課後児童クラブの入所の基準に合わせたことで、入所申込みをいただきまして、それで皆さん入っていらっしゃるということで、そこでちょっとある一定、放課後児童クラブのないところの浦ノ内地区のない部分をカバーができたと考えております。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝私、これ、非常によかったですとは思っています。浦ノ内に関しては、この長期休みの安心できる居場所ができましたので、前進したと思っているんですけども、児童クラブがある地域も同様に困っている、長期休み困っている。そして、長期休みのみの学童の利用ということを望んでますので、それも検討を進めていただきたいと思います。

もう1点、利用料のこの額、利用料の、どのように設定をしたのかということをお聞きしたいと思います。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝この別表にあります負担金の根拠になりますが、これは、令和7年度の放課後児童クラブの校区外利用負担金、これを基にしまして、これの半額となっております。その半額と設定したのは、この事業に関しては、放課後児童クラブと違って、おやつを提供しないこと、あと、この事業に関わってくれる方は有償ボランティアとなりますので、放課後児童クラブのような資格を持った方の配置がないというところを考慮いたしました。

○高橋（立）委員長＝ほかにございませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 58 号 専決処分の承認について《分割》

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第 58 号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝改めまして、おはようございます。

議案書 10 ページ、市議案第 58 号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和 6 年度須崎市一般会計補正予算（第 12 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告申し上げますとともに承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の 1 ページをお願いします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 7 億 6, 350 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 235 億 8, 236 万 9, 000 円とするものでございます。

初めに、総務課所管分につきまして御説明いたします。

19 ページをお願いいたします。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 5 目財産管理費、市有財産管理費更正減 300 万円、公用車集中管理費更正減 230 万円、公共施設緊急修繕事業費更正減 420 万円は、事業費の確定及び決算の見込みによるものでございます。

続きまして、33 ページ、第 12 款公債費につきましては、長期債償還利子 1, 700 万円及び一時借入金利子 100 万円の更正減となっております。

次に、6 ページに戻っていただきまして、第 2 表、繰越明許費補正でございますが、交通安全施設整備事業費 73 万 2, 000 円につきましては、翌年度に繰り越す必要が生じましたことから、追加をお願いするものでございます。

次に、7 ページ、第 4 表、地方債補正でございますが、こちらは、正誤表のほうを御覧ください。まず、災害復旧事業から緊急浚渫推進事業の 5 事業につきまして、それぞれ限度額を変更し、また、公共事業等を廃止するものとし、限度額の総額を 41 億 3, 715 万 7, 000 円から 39 億 1, 085 万 7, 000 円に変更しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午前 10 時 18 分 休憩

午前 10 時 19 分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課長。

○濱崎会計管理者兼会計課長＝それでは、別冊補正予算書の 19 ページをお開きください。

第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 4 目会計管理費であります。11 節役務費のほうを 125 万 1,000 円更正減とさせていただいております。中身につきましては、銀行の振込手数料について不用が出ましたので、その分、減額させていただいております。よろしくお願ひします。

○高橋（立）委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝おはようございます。

続きまして、企画情報課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

同じく別冊補正予算書の 6 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正の追加の項目になります。

まず、一番上の第 2 款総務費第 1 項総務管理費、まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業費 357 万 7,000 円につきましては、産業振興における地域活性化に効果があると認められる取り組みを実施する団体等に対する須崎市産業振興支援事業費補助金につきまして、昨年度 2 件の申請をいたしましたが、年度内での事業完了が困難となったため、繰越しをするものであります。

続きまして、19 ページをお願いいたします。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 6 目企画費でございます。説明欄を御覧ください。

まず、上から 1 つ目の企画費更正減 193 万円から御説明させていただきます。これにつきましては、まず、桐間温泉のポンプ吸込管の修繕費を予算計上しておりましたが、特に故障がなかったことから 47 万円減額更正するものと、須崎市総合計画策定支援業務の事業終了に伴い 102 万円減額するもの、また、高幡広域町村圏事務組合負担金の決算見込みにより 44 万円減額するものとなります。

次に、20 ページをお願いいたします。説明欄の上から 2 つ目、まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業費更正減 413 万 6,000 円につきましては、須崎市産業振興支援事業費補助金の決算見込みに伴い、減額となります。

続きまして、4 つ目、少子化対策事業費更正減 532 万 2,000 円につきましては、須崎市結婚新生活応援事業費補助金の事業費確定に伴う減額となります。

続きまして、6 つ目、すさきがすきさ奨学金返還支援事業費更正減 423 万 7,000 円につきましても事業費の確定に伴う減額となります。

続きまして、一番下のまち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金更正 108 万 9,000 円につきましては、企業版ふるさと納税による寄附金につきまして、基金に積み立てを行うため、更正を行うものであります。

続きまして、その下の項目、第 7 目情報管理費でございます。説明欄を御覧ください。情報管理費更正減 2,428 万円につきましては、内訳といたしまして、まず、役務費といたしまして、情報機器廃棄処理業務の事業費確定に伴い 148 万円を減額するものと、委託料では、LINE WORKS サービスや文書管理システムの構築業務などの事業費確定に伴い 548 万円減額するもの、また、使用料及び賃借料では、職員が使用する業務用端末リース業務の事業終了に伴う 1,602 万円を減額するもの、最後に、備品購入費では、スイッチハブの購入事業費の確定に伴いまして 130 万円減額するものとなります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝おはようございます。

それでは、元気創造課所管分について御説明いたします。別冊補正予算書の 19 ページをお願いいたします。

第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 6 目企画費の説明欄のうち、2 行目、すさきがすきさ応援事業費 2 億 5,478 万 6,000 円の更正減は、ふるさと納税の寄附金実績に基づき、返礼品費用等の精算に伴う減額でございます。

次に、すさきがすきさ応援基金積立金 4 億 1,237 万 5,000 円の更正につきましては、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより調達した寄附金を活用し、補助金を交付するよう支出予定していたものについて、当該事業の完了が翌年度に繰り越すこととなったことに伴い、本基金に積み立てこととなったもののほか、ふるさと納税の寄附金実績に基づく増額でございます。

次に、起業家創出支援事業費 105 万円の更正減は、補助金の交付実績に基づく減額でございます。

次に、移住促進等集落維持・再生事業費 219 万 3,000 円の減額は、地方創生移住支援事業補助金などの補助金交付実績に基づく更正となっております。

1 つ飛ばして、須崎的文化創造戦略事業費 35 万 2,000 円の減額は、すさきスタートアップコンテスト運営業務に係る委託料の実績に基づく更正となっております。

次に、20 ページをお願いいたします。マスコットキャラクター事業費 177 万 2,000 円の減額につきましては、ご当地キャラまつり in 須崎実行委員会補助金の交付実績による更正でございます。

3 つ飛ばしまして、企業等誘致促進事業費 204 万 8,000 円の減額につきましては、誘致企業者立地奨励金の減額による更正でございます。

1 つ飛ばしまして、地域おこし協力隊費 382 万 1,000 円の減額のうち、元気創造課所管分は 150 万円の減額となります。これは、4 人の地域おこし協力隊の雇用を予定していたところ、2 人しか雇用できなかつたことによる使用料及び

賃借料、家賃分の減額でございます。

次に、地域おこし協力隊活動費 175 万円の減額につきましては、起業補助金の交付実績がなかったことなどによる減額でございます。

次に、28 ページをお願いいたします。第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費、商工振興費 239 万円の減額につきましては、事業承継等推進事業費補助金の活用がなかったことなどによる更正となっております。

次に、道の駅管理運営事業費 120 万円の減額につきましては、工事請負費の減額による更正となっております。

次に、重点支援地方交付金事業費(物価高騰対策デジタル振興券事業) 599 万 8,000 円の減額につきましては、委託業務の実績から委託料が減額になったことや、利用されたポイントの実績により、減額更正となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝おはようございます。

市議案第58号専決処分の承認について、プロジェクト推進室所管分について御説明させていただきます。議案書10ページ、別冊令和6年度須崎市補正予算書令和7年3月補正の19ページでございます。

第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費、説明欄の高知大学地域連携推進事業費 250 万円の減額につきましては、事業費確定による更正でございます。

次のページに移りまして、プロジェクト推進事業費 81 万 5,000 円につきましては、地域力創造アドバイザー 1 人、須崎市ノマドワーカー関係人口創出アドバイザー 1 人、サステナブルディベロップメントアドバイザー 1 人の委託料確定による減額更正でございます。

続きまして、地域おこし協力隊費 382 万 1,000 円のうち、プロジェクト推進室所管分の 232 万 1,000 円につきましては、委託料 200 万円と家賃 32 万 1,000 円の減額の更正でございます。理由としましては、応募がなかったということでの減額となっております。

続きまして、海のまちプロジェクト推進事業費 161 万円の減額につきましては、海のまち推進施設の指定管理料とコインロッカー管理委託、須崎市アドバイザー委託費 1 人の事業費確定による減額更正でございます。

以上でございます。

○高橋（立）委員長＝税務課長。

○青木税務課長＝税務課分について御説明申し上げます。別冊補正予算書の 21 ページでございます。

第2款総務費第2項徴税費第1目税務総務費の更正減 148 万 6,000 円は、第18節負担金補助及び交付金で、令和6年度地方税共同機構負担金の決算見込み

による減額でございます。

次の第2目賦課徴収費の更正減 707万7,000円は、第18節負担金補助及び交付金が224万6,000円の減で、租税債権管理機構負担金の決算見込みによる減額でございます。

第22節償還金利子及び割引料は483万1,000円の減で、過年度還付金の不用分の減額でございます。以上です。

○高橋（立）委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝防災課です。

別冊補正予算書20ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第12目防災対策費 2,222万6,000円の減額補正の内訳としまして、防災対策費の120万1,000円は、当初予定しておりました防災用消耗品の更正減となっております。

次のページに移りまして、防災行政無線維持管理費の100万円は、事業費の確定によるもので、次の自主防災組織活動支援事業費の212万円につきましては、各自主防災組織への補助事業完了による減額更正でございます。

次に、木造住宅耐震化促進事業費 2,732万8,000円は、耐震改修工事に係る事業完了による負担金補助及び交付金の更正減でございます。

次に、ブロック塀等耐震対策事業費 140万円、老朽住宅等除却事業費 117万7,000円につきましても、それぞれ事業完了による決算見込みの更正減であります。

次に、地域防災緊急整備事業費の1,200万円につきましては、国の地方創生交付金に係る増額補正でございます。

次に、29ページへ移りまして、第9款消防費第1項消防費第1目常備消防費の1,130万円につきましては、高幡消防組合負担金の徴収確定による更正減でございます。

次に、6ページへ戻りまして、第2表、繰越明許費補正の追加でございますが、第2款総務費第1項総務管理費、木造住宅耐震化促進事業費 2,971万4,000円は、耐震化事業の繰越実施分でございます。

次のブロック塀等耐震対策事業費で178万円、次の老朽住宅等除却事業費の1,422万円につきましても、繰り越しして実施するものでございます。

次に、地域防災緊急整備事業費の1,200万円は、国の地方創生交付金事業で、避難所用の簡易ベッドとパーテイションの購入を繰り越し、追加するものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

○高橋（立）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝おはようございます。

続きまして、文化スポーツ・観光課所管分につきまして御説明申し上げます。別冊補正予算書 28 ページをお願いいたします。

第 7 款商工費第 1 項商工費第 3 目観光費でございます。観光費更正 70 万 4,000 円につきましては、令和 7 年 3 月議会におきまして繰越しを議決いただいたおりました観光漁業センター前浮桟橋修繕工事に係る事業費 268 万 4,000 円の調整のための増額更正を行うものでございます。

続きまして、32 ページをお願いいたします。第 10 款教育費第 4 項社会教育費第 5 目文化会館運営費でございます。文化会館運営費更正減 350 万円につきましては、令和 6 年度市民文化会館指定管理の決算額確定によります 180 万円の減額更正と、令和 6 年度に取得しました備品等購入額確定によります 170 万円の減額更正でございます。

続きまして、同ページ、第 10 款教育費第 5 項保健体育費第 1 目保健体育総務費でございます。スポーツセンター管理費更正減 40 万円につきましては、令和 6 年度スポーツセンター指定管理の決算額確定等により減額更正を行うものでございます。また、スポーツセンター整備事業費更正減 692 万 2,000 円につきましては、令和 6 年度に実施いたしましたよこなみアリーナ内装及び外構等改修工事と横浪運動広場バックネット等改修工事の事業費確定、また、繰越額確定によりまして、減額更正を行うものでございます。

続きまして、6 ページに戻りまして、第 2 表、繰越明許費補正を御覧ください。

ページ、一番下の第 10 款教育費第 5 項保健体育費、スポーツセンター整備事業費でございます。令和 7 年 3 月議会で御承認いただきました繰越明許費 7,079 万 1,000 円に 160 万 8,000 円を加え、繰越明許費を 7,239 万 9,000 円とするものでございます。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝おはようございます。

学校教育課所管分について御説明いたします。別冊補正予算書の 30 ページでございます。

第 10 款教育費第 1 項教育総務費第 2 目事務局費で 1,664 万円のうち、学校教育課所管分は 1,434 万円の減額更正です。説明欄を御覧ください。

事務局費 474 万円の減額は、委託料の減額更正です。

次の子ども第三の居場所事業費 310 万円の減額は、てくテックすさきで運営委託料の減額更正です。

次の新しいすさきの学び推進事業費 650 万円の減額は、新しいすさきの学び推進事業を進めるための伴走支援者を雇用する予定でしたが、雇用できなかつたことによる減額更正です。

次に、第2項小学校費の合計 725万9,000円のうち、学校教育課所管分は680万円の減額更正です。

第1目学校管理費 214万円は、スクールバス運行委託料、学校給食残飯処理委託料の入札減や実績による減額更正です。

次に、第2目教育振興費 511万9,000円のうち、学校教育課所管分は466万円の減額です。要・準要保護児童扶助費 250万円は、決算見込みによる減額、特別支援教育支援員配置事業費 150万円は、支援員の中途退職に伴う通勤手当としての旅費の減額、放課後等学習支援事業費 66万円は、指導者の報酬につきまして決算見込みによる減額です。

次に、第3項中学校費 1億3,348万9,000円の減額更正です。

第1目学校管理費 91万円は、需用費、電気料につきまして、決算見込みによる減額です。

第2目教育振興費 565万円の減額です。中学校教育振興費 370万円の減額は、令和7年度から使用する教科書に改訂があり、教員用の指導書を購入いたしました。その備品購入費につきまして、実績に基づく減額更正です。要・準要保護生徒扶助費 195万円は、決算見込みによる減額です。

第3目学校建設費、学校施設環境改善交付金事業費、工事請負費で 1億2,692万9,000円の減額です。内訳は、朝ヶ丘中学校統合大規模改造工事及び須崎中学校大規模改造工事で、入札による減額です。

次に、33ページ、第11款災害復旧費第3項文教施設災害復旧費第1目公立学校施設災害復旧費は、不用となりましたので、予算 1,000万円の減額です。

次に、6ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正の追加です。

第10款教育費第1項教育総務費、新しいいすさきの学び推進事業費 500万円、スクールバス購入事業費 1,138万7,000円の繰越しでございます。新しいいすさきの学び推進事業費は、令和6年度から行っている M a k e “ I T ” F u n 関連の予算ですが、その中で、中学生のキャリア教育、探究学習に取り組むこととなり、検討を始めておりましたが、中学生のキャリア教育として実施に適切な時期に合わせることになり、繰り越す必要性が生じたことと、スクールバス購入事業費は、スクールバスの納車が遅れる見込みとなったので、繰り越す必要が生じましたので、追加するものでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝続きまして、生涯学習課所管分について御説明いたします。別冊補正予算書の 31 ページを御覧ください。

第10款教育費第4項社会教育費第2目公民館費につきましては、第12節委託料 370万円の減は、説明欄の部分、地域自主組織運営事業費におきます地域自主

組織の指定管理委託料の実績の見込額によります更正減となっております。

また、第14節工事請負費としての公民館費補正 76万8,000円につきましては、浦ノ内公民館の空調設備が故障をしまして、その改修工事費の更正増をしております。

次に、第4目図書館費につきましては、第12節委託料、図書館等複合施設整備事業費に関するものとしまして、契約内容や進捗管理に支援をいただくモニタリング事業におきまして、事業の進捗に伴う実績見込みによりまして 127万1,000円の更正減をしております。

また、32ページにつきましては、第16節公有財産購入費では、国の複合施設事業への交付金につきまして、年度ごとの交付額の増額分としまして 7,483万円を更正するものです。

次に、6ページに戻ります。第2表、繰越明許費補正の追加につきましては、第10款教育費第4項社会教育費、事業名、公民館費の 92万4,000円につきましては、浦ノ内公民館の空調の修繕としての、先ほど歳出で説明しました工事請負費の補正額 76万8,000円と、令和6年度予算の工事請負費の残額としての 15万6,000円を合わせた 92万4,000円を繰り越すものです。

次に、繰越明許費補正の変更につきまして、第10款教育費第4項社会教育費の図書館等複合施設整備事業費につきましては、国費補助金の増額と、起債に充てている事務費などの金額調整分を合わせたものを繰越額として変更するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=続きまして、子ども・子育て支援課所管分につきまして御説明申し上げます。別冊補正予算書 23ページを御覧ください。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費 2,200万6,000円の減について御説明いたします。

まず、児童福祉総務費につきましては、通園バスの委託料の入札減による不用額を含む 103万円を減額更正するものです。

次に、児童扶養手当事業費につきましては、このたび不用額 160万円を減額更正するものです。見込みより対象者が少なかったためでございます。

次に、子育て医療応援事業費は、実績見込みにより 700万円の減額更正となっております。

次に、ひとり親家庭医療費は、実績見込みにより 350万円の減額更正となっております。

次に、母子生活支援施設保護事業費につきましても、実績見込みにより 120万円の減額更正となっております。

次に、助産施設利用事業費は、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の入所に要する経費の助成であります、令和 6 年度は利用される方がいなかったため、120 万円の減額更正となっております。

次に、子ども・子育て支援法による施設型給付事業費の 99 万円の減額につきましては、公立保育園、吾桑保育園、安和保育園、広域入所分の保育園ですが、これに係る保育費用の年度分が固まったことにより、不用額を減額するものでございます。

次に、子ども・子育て支援法による地域型給付事業費の 290 万円の減額につきましては、小規模保育事業所における子どもの保育費用の給付に係る経費の減額更正でございます。

次に、子ども・子育て支援法による施設等利用給付事業費の 58 万 6,000 円の減額につきましては、この事業の該当となる 3 歳以上及び 0、1、2 歳の非課税世帯の御家庭の利用がございませんでしたので、不用分を減額するものでございます。

次に、保育所副食費補助事業費 130 万円の減額につきましては、決算見込みに基づき減額更正するものでございます。

続きまして、24 ページ、保育士等就職等奨励金交付事業費 70 万円の減額につきましては、想定より交付決定者が少なかったため、減額更正するものでございます。

続きまして、第 3 款民生費第 2 項児童福祉費第 2 目児童措置費の 2,563 万 6,000 円の減額について御説明いたします。

まず、保育所等施設型給付費 1,030 万円の減額でございます。これは須崎市保育協会立保育園 5 か所の保育園及び広域入所施設の運営に係る委託料でございますが、保育費用の年度分が固まったことにより、不用分を減額更正するものでございます。

次に、児童手当給付費 1,440 万円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みにより不用分を減額するものでございます。

次に、第 2 子認可外保育料等軽減事業費 93 万 6,000 円の減額でございます。認可外保育所に通う児童のうち、第 2 子の児童の保護者の申請により、保育料を全額免除するものでございますが、申請がございませんでしたので、不用分を減額するものでございます。

続いて、第 3 款民生費第 2 項児童福祉費第 3 目保育園費の 205 万 8,000 円の減額について御説明いたします。

保育対策総合支援事業費 205 万 8,000 円の減額でございます。熱中症対策として、保育所に冷房設備を設置するため、工事請負費で 102 万 9,000 円、負担金補助及び交付金で 102 万 9,000 円計上しておりましたが、令和 6 年度

繰越事業費で設置ができたため、減額するものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費の扶助費230万円の減額でございます。

子ども・子育て支援法による施設型給付事業費230万円につきまして、決算見込みによる減額更正でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費533万円の減額でございます。

しんじょう児童クラブ推進事業費50万円の減額でございます。決算見込みにより報償費を減額するものでございます。

次に、あさがお児童クラブ推進事業費108万円の減額でございます。決算見込みにより報償費を減額するものでございます。

次に、かわうそ児童クラブ推進事業費37万円の減額でございます。決算見込みにより需用費を減額するものでございます。

次に、なないろ児童クラブ推進事業費94万円の減額でございます。決算見込みにより報償費を減額するものでございます。

次に、ひまわり児童クラブ推進事業費170万円の減額でございます。決算見込みによる報償費140万円、需用費30万円、合わせて170万円を減額するものでございます。

次に、あそう児童クラブ推進事業費74万円の減額でございます。決算見込みにより報償費40万円、需用費34万円、合わせて74万円の減額をするものでございます。

次に、戻りまして、7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正、追加分でございます。

吾桑保育園管理運営業務委託として1億4,395万8,000円を追加しております。期間は、専決日から令和9年度まででございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝税務課長。

○青木税務課長＝税務課分で一つ説明が抜かしておりましたので、御説明いたします。

別冊補正予算書20ページを御覧ください。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費、説明欄を御覧ください。重点支援地方交付金事業費は、定額減税・調整給付事業412万円の更正減で、事業費の確定により減額するものでございます。

以上です。

○高橋（立）委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝生涯学習課分として追加の説明をさせていただきたいと思います。

30ページを御覧ください。第10款教育費第2項小学校費第2目教育振興費の

説明分のうち、学校支援地域本部事業費更正につきましては、事業費の確定によりまして、45万9,000円の減額とさせていただいております。以上です。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝学校教育課長にお聞きします。

繰越明許費補正のところですので、予算書の6ページ、新しいすさきの学び推進事業費の繰越明許費の補正ということだったんですが、中学生のキャリア教育に係るものだということで、これも昨年度の対象学年がこのキャリア教育を受けられなかつたということでしょうか。今年度受けられるんでしょうか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝これは、この事業につきましては、中学生が地元の企業と一緒に須崎のよさや未来の可能性を見つけ出す学びについて取り組むものでございます。内容としましては、地域の課題に向き合いながら、自ら問いを立てて考え、形にしていく体験を通じて、生徒一人ひとりが自分にも未来を選び、切り開く力があると実感でき、地元の企業と共に須崎市の未来を築く学びの場というのを、今の2年生がやるようになります。

○杉山委員＝今の2年生。

○森光学校教育課長＝はい。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝予定では、1年時にやる予定だったのを2年生に繰り越してやることですか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝もともと2年生がやる予定でした。内容を精査しておって、この時期に2年生がやつたらいいということで繰り越す。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝前の2年生につきましては、従来のことやっておりました。この2年生になって、新しい事業を行うということを去年の段階から決めて、その繰越しと。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員=わくわくチャレンジがありましたよね、これまで。わくわくチャレンジが終わるというようなのは議事録か何かで、教育委員会の、見たんですけど、わくわくチャレンジが終わって、この新しいキャリアの分が始まる予定が年度内に終わらなくて繰り越すということですか。

○高橋（立）委員長=教育次長。

○西村教育次長=今の説明で十分な御理解いただけなかったようなので、私のほうから補足いたします。

令和6年度は、わくわくチャレンジを実施をしてまいりました。令和7年度に向けて、新しくアントレプレナーシップ教育を導入しようということで、先ほどの説明があった500万円ということになっております。新しく企業と、須崎市内の起業家とイノベーションを起こしたというような内容に変化をさせましたので、その分に追加の予算ということでございます。

○杉山委員=追加予算。

○高橋（立）委員長=暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○高橋（立）委員長=休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○高橋（立）委員長=休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時の間休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○高橋（立）委員長=休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長=この予算につきましては、もともとのキャリア教育をやる予定で組んでおりましたが、昨年度の2年生につきましては、やる予定だったんですが、ちょっと構想が確立できなかつたので、去年の2年生につきましては、従来のキャリア教育、わくわくチャレンジみたいな形でやってもらいました。年度末のほうに、

ある一定、構想が固まるということで、それを繰り越して、令和 7 年度の 2 年生から対象にするということで繰り越したということでございます。

○杉山委員=分かりました。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=今度、子ども・子育て支援課長にお聞きします。

予算書 2 3 ページです。第 1 目児童福祉総務費の上から 6 項目めの助産施設利用事業費ですが、令和 6 年度、利用者がいなかつたということだったんですけども、これは、対象が非課税世帯なんかは対象になると思うんですけども、非課税世帯の御家庭の出産はなかつたですか。

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=この事業につきましては、先ほどもお話ししたように、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の入所に要する経費の助成ということあります。母子手帳の交付のときとかに、いろいろお話をさせてもらって、この事業が必要であるという場合には、事業の利用を行いますが、それがなかつたということで減額になっております。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=対象者はいなかつたということで理解していいですか。

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=この事業に対しては該当する利用者がいなかつたということです。

○杉山委員=分かりました。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=3 1 ページなんですけれども、子ども・子育て支援課長ですが、放課後児童クラブの決算見込みで報償費が減額となっておりますけれども、運営は、支援員さんは適正に配置をされてたんでしょうか。

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=支援員のほうについては、今は適正に配置といいますか、運営できるような状態になっております。ただ、随時募集もしているところでございます。ただ、この報償費につきましては、ヘルパーさんであつたりとか、あと、講師をお迎えして教室をする場合の報償費となっております。それが減ということになっております。

○杉山委員=よく分かりました。

○高橋（立）委員長=ほかにありませんか。

高橋委員。

○高橋（祐）委員=子ども・子育て支援課長にお伺いしたいがですけれども、保育士さん、今回応募が少なかつたということでございましたけれども、2 4 ページです

ね。応募数ってどのくらいか。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝須崎市保育協会のほうで採用試験とかをしておりまして、ちょっとそのところを確認しないといけないんですけども、この保育士等就職等奨励金交付事業費の実績としてお話しさせていただけたらと思います。これについては、2件申請がありました。

○高橋（立）委員長＝高橋委員。

○高橋（祐）委員＝やはり今議会においても、松田議員からまた保育士さんの件につきまして質問があったと思うんですけれども、今後、こういった少ないと、減少傾向にあるというのは事実でございまして、やはり何か処遇改善等々していくかなくちやいけないんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺りの御見解いただければと思います。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝議会のほうでもちょっと質問がありました。それで、お話をさせていただきましたが、今後、保育士の採用、募集については、須崎市保育協会とも連携取りながら、募集については対応していきたいと思います。

○高橋（立）委員長＝ほかにありませんか。

松田委員。

○松田委員＝防災課長にお尋ねさせてください。

繰越明許費の補正で、木造住宅の耐震化促進事業費についてなんですけども、2,900万円ということで、今年も耐震する診断の件数が90件分ぐらいの予算を、令和7年度、組んでいただきいちゅうがですけれど、繰越明許、これぐらいで件数もかなり積んできて、ほぼ国、県の補助金が8割ぐらい出ちゅう中で、1年間の繰越しはできたとしても、2年の繰越しって不可能だと理解はしちゅうがですけれど、このペースで、今年もはや、おおむね満杯になる近いぐらい、解体も含めてきゅうという、解体、除去の予算もきゅうという中で、事業所との連携とかをどういうふうに現状取られちゅうか。ちょっと、この繰越しをして、1年度でうまく済むのか、当然これを令和6年度に来たもの、今年の7年度に繰り越したら、今年の、丸々また繰越しをせんといかん状況じやないかなと思うんで、お聞かせいただけたらと思います。

○高橋（立）委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝委員おっしゃるとおり、ここ近年は、そんな形で、繰越し、繰越しという形で、前年の分を翌年に解消していくという状況が続いているところの現状を踏まえて、言われるように、国、県の予算が当然あって、事業ができているというところございますので、そこの予算がかなり配分を受ければ、そのままいけると思うんですけど、そこをこれから改めてまた要望していくようには考えています。

事業所と協議というところ、ある程度、事業者さんのほうにも事情を説明して、翌年には必ずやっていただきたいということで、調整はしゅうところでございますが、できれば、その年度に終わらせるというところが一番前へ進むと思いますので、そこには努力していきたいというふうに考えております。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝すごく皆さんのが注目をしちゅうというか、解体の補助であったり、耐震のことに関しては、できるだけ早くやっぱりやってほしい。でも、頼んでももう1年待ちというふうなことをずっとと言われる。その中で、心配しちゅうのは、1年待ちよってって、事業者ができんかったとき、またというたら、補助対象から外れたりして、また申請し直さなあかんってなることを危惧するので、ぜひそこは、事業所さんを増やすわけにはいかんかもしれんけれど、できるだけ年度内に確定できるように、協議を進めていっちゃんたらといふことで、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝頑張っていきます。

○高橋（立）委員長＝ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 59 号 専決処分の承認について《分割》

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第 59 号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書 11 ページ、市議案第 59 号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和 7 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告申し上げますとともに承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の 1 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、重点支援地方交付金を活用しました事業実施に伴うもので、歳入歳出にそれぞれ 8,089 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 256 億 6,089 万 7,000 円とするものでございます。

それでは、総務課所管分から御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。第 13 款諸支出金第 1 項公営企業費第 4 目水道事業会計繰出金は、水道料金減免事業実施に要する費用として、水道事業会計に繰り出すため、4,100 万円の補正となっております。以上でございます。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝学校教育課所管分について御説明いたします。別冊補正予算書 5 ページでございます。

第 10 款教育費第 5 項保健体育費第 2 目学校給食費、重点支援地方交付金事業費（小学校給食費補助金交付事業）3,151 万 3,000 円を増額補正しております。この事業は、物価高騰対策として、保護者負担の軽減を目的として、市内の小学校において、令和 7 年 4 月分から令和 8 年 2 月分までの学校給食に係る保護者負担額を全額補助するものでございます。

内訳としましては、4 月 7 日に在籍している児童の給食費を 185 食分と見込み、負担金補助及び交付金として 3,151 万 3,000 円を計上しております。

なお、給食費の補助に係る申請につきましては、学校長が代理で行うこととしております。以上でございます。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山本委員。

○山本委員＝総務課長にお伺いします。

第 1 表が、この歳入で繰越金ってございますが、この繰越金というのは、もうこの 4 月 30 日時点ではまだ確定できるものではないというふうに考えておりますが、これをここに使われた理由というか、お聞かせ願いたいと思います。

○高橋（立）委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝毎年 3 月に各課から決算見込みを出していただいております。それで決算の見通しを立てております。報告した数値を基に収支も試算をしましたところ、基金の繰入れは避けられないものの、繰越金を一定確保できる見通しとなりました。それによって、4 月に予算化をしたものでございます。令和 6 年度につきましては、普通交付税の追加交付もございましたし、また、特別交付税のほうが想定よりも多く交付されたこともあったために、黒字の見通しとなっております。以上でございます。

○高橋（立）委員長＝山本委員。

○山本委員＝見込みの金額、見通しが立ったとはいえ、見込みの金額を予算に使うというのはいかがなもんかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○高橋（立）委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝そうですね、確かに山本委員おっしゃるとおり、見込みであって、実際、繰越金というのが何か 3 月 31 日時点では見込みで予算を立てるべきではないのではないかということだと思います。ただ、今回、4 月 30 日の専決予算で組ませていただいてまして、その時点ではある程度、460 万円の確保はできる見通しとなったことから、予算化をさせていただいております。以上です。

○高橋（立）委員長＝山本委員。

○山本委員＝私はちょっとほかに財源がなかったのかなという気持ちでいっぱいです、見込みで予算を組むべきではないと、須崎市、我慢の財政、財政に力を入れているというか、再建ってきて、財政規律を守っていく上でも、見込みの金額は使うべきではないという意見を持っております。

○高橋（立）委員長＝山本委員。

○山本委員＝続けて、この繰越金を充ててます水道事業会計への繰出金なんですが、これが水道事業会計のほうにわたっているというか、水道事業会計のほうに入っている予算書がない、見当たらない状態になってます。この 4,100 万円というのは、経済対策で使われるという説明は確かに賜りましたが、証拠といいますか、一体性ですね、財政というか、それがない部分について、どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○高橋（立）委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝まず、今回、一般会計のほうで専決予算を組ませていただいた理由について御説明させていただきたいと思います。

今回、令和 7 年度の 4 月補正としまして、重点支援地方交付金を活用した 4 つの事業を専決処分にて予算化をさせていただいたところです。いずれの事業に関しましても、市民の方や事業者の皆様方にできるだけ早く支援を届けるために、早期に予算をさせていただいたものでございまして、このことによりまして、4 つの事業、全ての事業が開始をされており、順次申請に向けて準備が進んでいると聞いております。今回、水道事業会計におきまして専決処分をしなかったのは、水道の契約件数の変動に伴って事業費が流動的となるため、事業費が確定する対象期間に近い時期である 9 月、もしくは 12 月定例会にて補正予算を計上させていただくことと、上下水道課のほうからは聞いておりまして、山本委員御指摘のとおり、一体化という点におきましては、本来、繰出金をすれば、どこかの会計で繰入金というものが生じるというのではありませんが、まずは、一般会計のほうで予算化することで、事業の着手に取りかかる。そこで、一般会計のほうは早期に予算化をさせていただい

たというところが理由でございます。以上です。

○高橋（立）委員長＝山本委員。

○山本委員＝専決というものが、私の感覚としましては、緊急性があるもの、施設が壊れたとか、台風等の災害があったとか、そういう避けて通れん、どうしてもすぐにやらないかん、そういうものに限って専決をして、今の説明でしたら、水道とかといったら、9月とか12月とかまで猶予があるようでしたら、それぞれのタイミングの議会で提出できるのではないかというふうに考えております。昨年も、緊急対策事業でちょっとデジタルの部分であったと思いますが、専決にしてしまいますと、我々議会がチェックできないんですよね。税金の使途というのを正しいものに使われているか、我々は住民の代わりにここへ来て判断をさせてもらっています。もちろんスムーズな行政運営でありますとか、日頃の御苦労につきましては、十分理解をしておりますが、ちょっと今回、書類的にそういった部分で判断できない部分がありまして、ちょっと気になっています。見込みの金額を使ってまで繰り出しをしているにもかかわらず、繰り出す目的というものが明らかになってないというところが、何かすごい無理をされているんじゃないかなというふうにも見えるわけでございます。専決というものが行政手法になってしまってはいけないと思いますので、やはり議会と行政が力を合わせてといいますか、一体となって、お互いのアイデア、意見を反映させて進めていかないといけないと思いますので、ちょっと今回の確認できない部分については判断できないといいますか、どうしたらいいのかなというか、そうですね、市民の意見がどこまで反映させていけるかという、こういう決まり方については、私自身、危惧しているところがあります。以上です。

○高橋（立）委員長＝山本委員は、この議案に対しての賛否の部分はいかがですか。

○山本委員＝すごく分かるんですよ、やらないかんという部分は。分かりますけど、見込みの歳入でやって、急いでるんですけど、相手がない、お金が出ていく先がやっぱり明示されてないという部分があって、そこは一旦立ち止まって考えれる時間があるんやったら、考えてからでもいいのじやないかなという考えはすごく持っています。それで、ちょっと昨年の専決、私、反対はします。それで、こういう経済対策、国からの補助金なので、もう専決でもいいやろうというのもいかがなものかという考えは持ってまして、すごく分かります。すごく分かりますけど、私の立場としては、ここまで言ってしまった以上は、反対というか、そういう立場を取ることをはっきりさせておきます。

○高橋（立）委員長＝ほかの委員の皆さんには。

杉山委員。

○杉山委員＝質問、いいですか。

○高橋（立）委員長＝はい。

○杉山委員＝学校教育課長にお聞きしたいんですが、給食費の補助なんですか？

今回、国の重点支援地方交付金を全額充てての 3,151 万 3,000 円なんですが、保護者の負担軽減ということなんですけれども、もともと就学援助世帯は給食費の負担が市が出てますので、かかってないですよね。今回、これ、計算したら、多分、全児童分の給食費かなと思うんですけど、市が就学援助として負担してた部分は引いてないということですか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝この人数につきましては、先ほど言いましたように、4 月 7 日時点では在籍している児童数でございます。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝ということは、市の要・準要保護児童扶助費も関わってくるということでしょうかね。給食費の援助は、こちらのほうではない、就学援助のほうでは、国と市の負担で給食費を支援してましたよね、これまでも、就学援助世帯には。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午前 11 時 33 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝この人数につきましては、要・準要保護児童扶助費、確定もせん可能性もありますので、取りあえずは最大限の人数で計算しております。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝市のこれまでの就学援助世帯への給食費の支援が市と国の財政で賄えたら、この分が浮くと思うんですけど、その分で中学校の学校給食費も補助ができるかなと思ったんですが、今、中学校給食実施のない中学校もあるということで、今回、見送った経緯もありますか。対象に、小学校だけが対象やったのは、そういったこともありますか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝そういうこともございます。

○杉山委員＝分かりました。

○高橋（立）委員長＝ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 36 分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝本案につきましては、御異議がありますので、举手により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○高橋（立）委員長＝举手多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 61 号 令和 7 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）について《分割》

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第 61 号令和 7 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝予算書 13 ページ、市議案第 61 号令和 7 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）について、総務課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の 9 ページをお願いいたします。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 9 目諸費、国庫返還金更正 308 万 8,000 円は令和 5 年度の重点支援地方交付金事業、低所得世帯支援事業の精算等に伴う返還金となっております。

次に、4 ページに戻っていただきまして、第 3 表、地方債補正でございますが、過疎対策事業の限度額を 45 億 5,030 万円とし、起債総額で 170 万円増額の 47 億 5,550 万円に限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝プロジェクト推進室所管分について御説明いたします。

議案書 13 ページ、別冊令和 7 年度須崎市補正予算書の 9 ページでございます。

第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 1 目一般管理費、企画管理費の 145 万 6,000 円につきましては、副市長及び随行職員 2 名がチェコ共和国、ロウニ市を訪問するための渡航費及び滞在費等によるものでございます。今回の渡航につきましては、須崎市がホストタウンであるチェコ共和国と東京オリンピック以降、浦ノ内中学生とロウニ市の中学生がオンラインで交流を続けており、また、今年に入り、須

崎総合高校におきましても、ロウニ市の高校生との交流がスタートしております。

このような中、3月に両市の市長がオンラインで面会した際、ロウニ市市長から8月のイベントへの招待を受けたもので、今回、副市長がロウニ市を訪問し、関係者との懇談も含め、今後さらに関係を深めようとするものでございます。

続きまして、第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費、多文化共生のまちづくり事業費120万円につきましては、現在、須崎市では、将来の人手不足に備え、農業、漁業を中心に外国人技能実習生の受入れを推進しております。特にインドネシアとは30年以上の実績がありまして、今後の拡大に向け、行政間連携を強化するためにも、市長等が現地を訪問し、人材確保と多文化共生の体制構築を図る出張費用によるものです。

続きまして、観光クラスター整備事業費103万2,000円につきましては、現在、整備を進めております旧錦湯の隣地購入費用による更正でございます。こちらのほうは、当初、更地で活用するように考えておりましたが、設計を進めるに当たりまして、旧錦湯建物と一緒にしたほうが耐震性も上がるというようなことで、評価額が変わったものでございます。以上でございます。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝市議案第61号、令和7年6月補正のうち、元気創造課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の9ページ、第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費の説明欄のうち、1行目、移住促進等集落維持・再生事業費81万3,000円の増額補正につきましては、二地域居住促進事業の実施によるものでございます。この事業につきましては、ANAと高知県、そして、県内の自治体のうち、須崎市、馬路村、本山村、大川村が共同して二地域居住の課題解決に向けた実証実験を行うものとなっております。二地域居住の課題といたしまして、一つは、地域間移動の経済的負担が障壁となっていることが想定されるといった仮説の下、特別航空運賃を試験的に設定し、二地域居住の促進を図ることができるのかについて、実証実験を行い検証をするものとなっております。加えて、各自治体、地域においては、様々な取り組みがなされているものの、その情報が十分に認知されていないと想定されるものと仮説し、開設するポータルサイトに総合的に情報を掲載し、関心のある層に対し情報をお届けするというものになっております。また、共同する各自治体におきましては、それぞれで提供できるメニューを実施することとなっており、本市の取り組みとしては、まず1つ目に、テレワーク用にロゴスのキャンプ場内のコンテナや、暮らしのねっこお試し滞在施設を提供することによるワーケーションの設備を提供すること。あと一つは、須崎市の強みである釣りを満喫できる暮らし方を提案するなど、様々な切り口から地域に魅力を感じる利用者のニーズを把握し、効果的な二地域居住の形を検証する釣りツアなどを実施することとしております。

なお、次年度以降の将来像として、本事業における仮説の実証検証と分析結果を基に、二地域居住等促進における自治体支援並びに特別航空運賃の在り方について検討をすることで、課題解決につなげていくとされております。

次に、地域おこし協力隊費 1, 910 万円の更正につきましては、地域活性化支援業務による委託型協力隊委託費に係る増額でございます。この事業につきましては、まず、地域おこし協力隊を募集するに当たって、お願ひする業務としまして、まず 1 つ目、空き家改修、活用といったことが設定しております。これにつきましては、本市や委託業者の持つ地域内のネットワークを活用し、空き家情報の収集、整理を行い、空き家の改修や活用について検討、提案していただきます。また、協力隊卒業後の選択肢として、地域活性化に資する空き家活用団体の設立等も見据えて活動していただきます。

次に、起業・事業承継等を支援していただくものとなっております。これにつきましては、地域内での空き店舗や事業承継を望む事業者や個人事業主との関係性を構築し、起業や事業承継等を通じた地域活性に資する取り組みを目指していただきます。そして、最後に、海のまちプロジェクトを支援する方を募集いたします。一般社団法人須崎海のまち公社と連携した商店街活性化の取り組みの支援を行うとともに、先ほど申しました 2 つのミッションを行う協力隊と共に地域の情報を共有し、連携しながらそれぞれのミッションに関して効果の増大を目指すものとなっております。なお、これにつきましては、市民の目線に立ってプロジェクトを支援していただくよう考えております。委託型とした狙いにつきましては、委託業者としては、株式会社パンクチュアルを想定しておりますけれども、株式会社パンクチュアルにおきましては、ふるさと納税の業務を通じた地域の事業者と業務上つながりがあるといったことで、そういった情報やノウハウ等を活用しながら、また、パンクチュアルの事業で地域の事業者との関連性を構築できるものにも当該協力隊を積極的に携われることで、より効果的な事業の実施、成果を期待するものとなっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝学校教育課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の 11 ページでございます。第 10 款教育費第 1 項教育総務費第 2 目事務局費で 1, 208 万 1, 000 円の増額更正でございます。

まずは、外国語教育推進事業費 526 万 4, 000 円です。これは、令和 7 年 1 月に着任した外国語指導助手が年度末に令和 7 年 8 月に退任することが決まったことと、国際交流員が 5 月末で退職したことによる経費で、後任を一般財団法人自治体国際化協会の JET プログラムを通じて招致するための経費で、経費の内訳としましては、外国語指導助手が帰国するための旅費、国際交流員の入件費としての報酬、共済費や JET プログラムへの負担金などでございます。

次の新しいすさきの学び推進事業費 681万7,000円です。文部科学省が実施した A I の活用による英語教育強化事業を活用した E L S A for schools という英語学習支援 A I アプリを導入する経費です。このアプリを生徒が使用しているタブレットにインストールし、英語の授業だけでなく、家庭学習でも活用しております。生徒自身の英語の発音を A I が分析、評価、フィードバックを行うとともに、A I と英会話できるので、正確な発音の定着と語彙力向上といった英語の話す力を伸ばすことを目的としております。経費の内訳としましては、アプリの使用料 535万4,000円、マイク付イヤホンの購入費 86万9,000円や、このアプリを活用した学習の効果を検証するための委託料 59万4,000円を計上しております。

次に、4 ページに戻りますが、第2表、債務負担行為補正につきましては、令和 8 年度から給食センター運用に伴う学校給食公会計を導入するために学校給食費徴収管理システム使用料として、期間を議決日から令和 12 年度まで、限度額を 943 万 8,000 円として追加するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝続きまして、生涯学習課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書 12 ページを御覧ください。第 10 款教育費第 4 項社会教育費第 2 目公民館費の 217 万 4,000 円につきましては、公民館費の更正となっておりまして、需用費 43 万 7,000 円につきまして、令和 6 年度末に非常用照明器具の検査を受けましたが、浦ノ内市民交流会館と交流ひろばすさきにおきまして、修繕する必要がある箇所が見つかったため、その費用として更正をしています。

続きまして、委託料 52 万 7,000 円につきましては、浦ノ内公民館の空調設備の故障につきまして、その改修工事の設計業務の委託として 52 万 7,000 円を計上しています。

次に、工事請負費 121 万円ですが、3 月補正でも説明させていただきました浦ノ内の空調の修繕工事の費用となります。こちら、令和 6 年度に工事費を計上しておりましたが、その後の府内での協議によりまして、塩害対策を含んだ工事内容とすることといたしました。このことによりまして、改修工事費の見積りが 213 万 4,000 円となり、そのうち 92 万 4,000 円を先ほど令和 6 年度から繰越しをしていただいたものと、残り差額分としまして 121 万円を計上をさせていただいております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎委員。

○大崎副委員長＝11ページ、学校教育課長にお伺いしますけど、先ほど説明がありました新しいすさきの学び推進事業費の詳しく説明いただきましたが、その成果どうこうをはかるために委託をして言うてましたけど、委託料59万円、どこに委託するんですか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝英語の4技能を測定するGTECというものがありまして、その・・・。

○大崎副委員長＝人やないが、機械なが。

○森光学校教育課長＝いや、機関。テストみたいなもんがありまして、そこに委託します。

○高橋（立）委員長＝教育次長。

○西村教育次長＝私のほうからちょっと御説明します。

　英語4技能の検定、GTECという検定がありますが。

○大崎副委員長＝検定ね。

○西村教育次長＝はい。そこをやってる企業がベネッセコーポレーションですので、ベネッセ、相手方はベネッセとなります。

○大崎副委員長＝なるほど。ベネッセに委託をするということやね。

○西村教育次長＝はい。

○高橋（立）委員長＝ほかに。

　杉山委員。

○杉山委員＝関連して、その新しいすさきの学び推進事業費ですが、このELSAのアプリの使用料なんかが補正で上がってきてると思うんですけども、既に子どもたち、ログインしてると思うんですけど、ELSAに。アプリは無料なんですかね。ログインしてて、後でこの補正が上がるというのは、どういうことなのかなと思い、ちょっと新人なのでかな、よく分からぬんですが。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝このことにつきましては、今の既決の予算で導入しております、予算でこれをやっております。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝既決の既にある予算の中で出し代えていくというか、とすると、その元の組まれたものは、もしこれが否決されたらですよ、もし、そっちができなくなりますよね。どうしたらいいですか。どう考えればいいですか。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時58分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝この事業につきましては、国の事業に採択されたということで、国のはうからそれに見合うお金が入ってくるということですので、御理解をいただきたいと思います。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝国から事業費が確定しとつても、予算確定する前に使用されるということが事実やつたら、あっちゃんことですわ。どういう流れで、どうして、今、子どもたちが使えるか。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 0 時 01 分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、10分間休憩いたします。

午後 0 時 01 分 休憩

午後 0 時 10 分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝松田委員が御質疑のとおり、予算化されてないものにつきましては、やつたらいかんということはおっしゃるとおりでございます。この事業につきましては、早く、5月からやりたいということで、既決の予算でやりました。ほんで、それとあわせまして、これ、先ほど言いましたように、国の事業ということで、その分が内示もいただいており、入ってくるということで、今回の補正ということで実施したということだったということです。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝僕は、国の事業であっても、結論としてフライングしちゅうことに関して、まず、ベネッセとどういう契約、もう既にされてるわけではない、ベネッセは委託したのが単なる、ほんなら、P D C Aの結果の委託であって、このE L S Aのアプリをやる契約、主要契約というのは別の会社ということでいいですか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝はい。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝であれば、その E L S A の使用許可の契約書というのは、今もう既に契約を結ばれちゅうですか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝はい、結んでます。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝ということで、本来、議会承認も得られてないことに関して契約しちゅうことに関しては、この修正予算をしていただければと思います。この新しいすさきの学び推進事業費の 681万7,000円について、削除していただく予算を提出していただけるか。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 0 時 12 分 休憩

午後 0 時 24 分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○竹内教育長＝教育長のほうから申し上げます。

先ほど学校教育課長から説明もさせていただきましたけれども、その補足も兼ねて申し上げます。この A I の活用による英語教育強化事業、これにつきましてですが、昨年度 3 月に国が、文部科学省が募集をしておりました。そこに本市が応募、手を挙げて応募をしたわけでございます。採択されましたのが 3 月の末でございます。ですので、今年度の当初予算の中には、この英語教育強化事業絡みの予算というものは計上されておりません。募集が行われたのも昨年度 3 月ですし、採択されたのも 3 月の末ですんで、その時点で当初予算に入っていないという状態でございました。そうはいいましても、国に採択されましたので、今度は、本市は国に対して、この事業を進めてまいりますというお約束をした格好にもなってまいります。こうした事情はございます。加えまして、もちろん国が採択をしてくれたわけですから、歳入の保証は、それは国が担保したという格好にもなるわけでございます。収入はいつ入ってくるかというのはあるんですけども、その担保は国がしております。という事情はあります。今、この場で委員の皆様から御指摘があったように、予算化されていないものについて、それをというはどうなんだというのは、おっしゃるとおりでございます。こういった国に応募して採択をするという手挙げ方式のものについて、なかなかこれまで取り扱い方についてなじみのない、慣れていないものであったということはございますけれども、今後のことのございますので、こういったことについては、きちんと予算上、あとは、議会への説明等、きちんと、

より適切なやり方ができるよう反省しながら勉強してまいりたいと思います。何とぞ、本市の子どもたちのためになるものでございますので、その点、御理解をいただければ本当にありがたいと思います。どうも説明が行き届いていないこと、大変申し訳ないと思っております。

○高橋（立）委員長＝委員の皆さんは何か言っておくべきこと等々ございませんか。それから、今までの議論の中では、賛否両方の可能性がある委員さんも多いので、改めて表明を。

松田委員。

○松田委員＝予算化されずに契約まで至った今回のA I 活用とE L S Aの英語アプリを使うということに関して、先ほどの説明以前は、もう反対の立場でした。今回、教育長も含めて、教育部局の皆さんは一生懸命やってくれて、こういう新しい事業に取り組もうとしゅう姿勢の部分はすごく評価される。今後、会計もいろんなほかの部署の積極的な須崎市の取り組みでも含めて、こういう会計処理の在り方、ちゃんとこういった一旦見直していただけるのであれば、賛同ということで発言を変えたいと思います。

○高橋（立）委員長＝ほかの委員さんはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝分かりました。

杉山委員。

○杉山委員＝プロジェクト推進室長にお伺いします。

観光クラスター整備事業費についてですが、この公有財産購入費の補正ですけれども、当初、隣地と向かいの住宅も購入するということで予算化されていたと思いますけれども、向かいの住宅については、今後もそこは取得しないということでよろしいですか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝当初、購入予定で、向かいの土地ですね、進めておりましたが、鑑定進めるに当たりまして、土地の形状が間口が非常に狭くて、車が進入できないというようなことが分かりまして、そこで、向かいの土地の購入というものはちょっと断念したという経過があります。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝その当初の予算のときには、駐車場等に活用するということで、そのときに、建物の解体費ですか、駐車場にする整備費なんかの見通しの説明がなかったことで、私たち日本共産党は予算に反対をした経緯がありますけれども、今回、建物を残して活用するということで、その分、旧錦湯の改修費が、建物を活用した造りになるということで、そちらの予定の2億8,000万円の予算よりも膨らんでいくということでしょうか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝土地の購入費で、この今回の補正ですので、要は更地にする、解体費も含めて、その土地の鑑定額を算定してたんですけど、建物を残すということで、今回、評価額もちょっと変わったということなんで、こちらの事業費に関しては変わりはないです。

○杉山委員＝変わりない。

○岡田プロジェクト推進室長＝はい。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝変わりないですか。要は改修する建物が一つ増えたみたいな形になるとと思うんですけども、2億8,000万円でやるということで。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝あくまでも建物を残すということでの評価額の変更なんで、その部分だけと考えていただければ。隣地購入の評価額が、建物を壊した額で、当初、算定してたんですけど、建物を残すということで、今回の算定額が増えた。購入費が増える。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝購入費は、この追加の103万2,000円で購入するということなんですが、その建物を含めた温浴施設の今後整備をしていくということなので、温浴施設と旧岩井レコードさんの改修費で2億8,000万円ほどの計上があったと思いますけど、それは膨らみませんか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝その部分につきましては、その予算内でやりたいと考えています。いけると思います。

○杉山委員＝分かりました。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝温浴施設に今後していくということで、やはり見通しの部分をちょっとお聞きしたいんですけども、これ、入浴料は幾らにするのかとか、水代、燃料代、人件費が幾らぐらいの見込みで、お客様ですよね、何人を来る、収益があってといったような見通しは示していただきたいですが。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝閉会日に議員協議会で今回の件も含めて御説明をさせていただくようにはしておりますが、この建物を建てた後のランニングコストについては、指定管理も含めて、そういう事業費の算定というものもできてくると思いますので、3月議会には御説明できるのではないかなと思ってます。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝この縁日ホテル商店街の事業整備のことでは、市民の皆様からも多々御

意見を伺っております。その中で、やっぱり一番の市民の皆さんのお心配というのが、これだけの事業費をかけて整備していくけれども、運営が実際にできるのか、お客様が来なかつた場合にですよね、整備費をかけても、結果が伴わなかつたとかいうときに、維持費ですかとか、その後の入件費なんかもそうですし、結局、市民が負担していくということになるのではないかという不安が一番大きな声として聞いているんですけれども、やっぱり予算を私たち、議決をするわけで、その前にそういうことを示してほしいというのは、これまでの議会でもお伝えしてきたところなんですけれども、3月議会ではちょっと、これも今日、議決しなきやいけないわけなんですが。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝令和3年からこの海のまちプロジェクト始まりまして、海のまち、海のポテンシャルを生かした交流人口の増加とか、まちづくりとかいうものを進めております。その中で、先般の一般質問でもお答えさせていただきましたが、交流人口が1万数千人から7万数千人と増加しております。今後も、その海のまちプロジェクトを通じて、あらゆるイベントであるとか、そういうものを行いながら、まちづくりというものを進めていきたいと考えています。その中で、こういった施設を造って、運営していくということでありますので、運営ができないようなことは、私どもは考えておりませんし、当然、今回、7月に入札へ、できるのが今年度末になりますので、そうなりますと、指定管理も含めて、そこに協議をしていかないと駄目なんで、3月議会までに指定管理も含めて、しっかりとその辺りは説明をさせていただきたいとは考えています。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝室長がこれまで運営については、健全化に努めるというようなお答えはいただいてるんですけども、万が一、赤字の経営とかになった場合、指定管理料がどんどん大きくなっていくとか、そういうことにはならないんですか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝万が一にならないように、しっかりと取り組みを進めていく所存ですが、この海のまちプロジェクト、須崎海のまち公社に指定管理料として1,800万円、指定管理料を含めてますが、海のまち公社が運営する事業費につきましては、約1億4,000万円ほどあります。それは、高知信用金庫、地域みらい財団から助成もいただきながら、この取り組みを進めているわけですが、この1,800万円で1億4,000万円の事業ができているという、まちづくりの事業ができているということは、非常に効率がいいと思っております。そういうものも含めて、本当に赤字にならないようなしっかりした計画、取り組みというものは進めていきたいと考えています。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員=おっしゃってること、すごく理解をするところですが、例えば指定管理料は、人件費だったり、修繕費だったり、燃料費だったりという部分で、指定管理料が膨らむと市民の皆さんのが負担ということになると思うんですけども、その点、どうですか。

○高橋（立）委員長=プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長=この温浴施設と旧岩井レコード店につきましては、当然、今の1,800万円の指定管理料の中で運営していただくと。ただ、旧岩井レコードと旧錦湯については、指定管理ということなんですが、無料で、先方からは家賃という形で入ってきますので、指定管理料自体は増えないというような考えであります。以上です。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=運営は海のまち公社さんが……。

○高橋（立）委員長=プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長=まだ決定ではございませんが、そういう方向でも考えていくことで御理解いただければと思います。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=そういうわけで、運営費については、指定管理料は増えないということで、むしろ家賃収入が市のほうに入るというような見込みということでよろしいですね。分かりました。

今回、もう既に議決されている公有財産購入の補正ということで、額も大きくはございませんので、反対はいたしませんが、この事業については、本当に多くの御意見を聞いているわけなんですけれども、やはり市民の皆さんのがこの計画、市が考へているこういうまちづくりをしたいんだということをまだまだ行き渡ってない、御理解いただけてないことで、御批判というか、心配のお声になっているというふうに感じておりますので、いろんな場所で、この事業に込める市の思いというのを丁寧に説明をしていただきたいと思うんですけども、今後、市政懇談会などでもぜひ説明をしていただきたいですが、今日、ケーブルテレビの放送もあってますので、せっかくですので、この場で御説明をしていただけないでしょうか。

[「ちょっとそれは違う」と呼ぶ者あり]

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=この場では、そういう場では、そういうことでは、今は議会ですので、ぜひ市の今後のこの事業にかける計画というものを丁寧に市民の皆さんに説明をしていただきたい。理解をして、十分、していただけるのではないかと思いますので、お願いをいたします。

○高橋（立）委員長=プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長=そのように努めてまいります。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝続きまして、健康推進課長に……。

○高橋（立）委員長＝委員会が違う。

○杉山委員＝分かりました。

そしたら、以上です。

○高橋（立）委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第64号 工事請負契約の変更について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第64号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第64号工事請負契約の変更についてにつきまして御説明いたします。議案書16ページでございます。

本議案は、須崎市給食センター敷地造成工事に係る請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

本工事につきましては、昨年9月議会におきまして議決をいただき、工事を進めてまいりましたが、現地で発生した土の状態が悪く、残土処分量が増加したこと、また、地元協議により、排水計画が変更となったことや安全対策として交通誘導員の配置を追加したことなどによりまして、当初の契約金額1億7,930万円に2,136万2,000円を増額し、2億66万2,000円として契約変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田委員。

○松田委員＝もうこれ、もう反対するものではありませんが、これ、本来、明らかにこの 2, 100 万円というのは地元協議、あるいは説明会をしっかりとやつていれば発生もしない事案だと思います。というのが、この排水の工事、あるいは、この警備員を増員せないかんかった理由、これは明確に怠慢だった地元説明会、あるいは、そういった近隣への地域の方々への説明が行ってない。ましてや、あそこまで行く市道、今後まだまだあそこの市道については狭い狭隘な道路も多いし、みんな、地域のために心配しゆう事案が非常にあります。そんな拡幅工事の案もせずに、工事だけ着工していったら、地元はこういうことになりますよね。理由は分かっていると思いますが、反対するもんじやないんですけども、本来要らなかつた 2, 100 万円が要つた、支出について、市としてちゃんと認識をしちよつていただきたい。でなければ、反対にしたいぐらいの事案ですので、よろしくお願ひします。

〔「同じく」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝答弁しますか。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝はい、分かりました。

○高橋（立）委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よつて、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 46 分 休憩

午後 0 時 47 分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第 18 号 消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書採択
のお願い

○高橋（立）委員長＝続きまして、陳情の審査に入ります。

陳情第 18 号消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書採択のお願いを議

題といたします。

既に委員の皆さんには事前にお示しをいたしておりますので、ここでは再確認はしませんが、皆さんの御意見をお伺いいたします。

高橋委員。

○高橋（祐）委員＝この意見書でございますけれども、消費税減税とインボイス制度をひっくるめた意見書でございます。インボイス制度につきましては、まだ理解を示すところではございます。消費税は、社会保障が多くを占めており、社会保障の安定財源とされております。減税すると、その分の財源が減り、代替財源の確保が難しくなるため、制度の持続に影響が生じます。また、消費税の一部は、地方消費税として地方交付税の財源となっており、地域格差の足止めになっておるわけでございます。本市の行政サービスの低下にもつながりかねないと危惧するところでございます。代わりになる財源を示さずに減税をすることには、私は反対いたします。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝私は賛成の立場です。これだけの物価高騰が市民の生活を苦しめておりまして、本当に大変な、お買物なんかするときも、割引シールの時間帯に人が殺到していたりとか、本当に商品を手に取っては戻すといったようなことがあります。このお米の高騰もあるわけなんですかけれども、いろいろな減税については、国のおうでもいろんな政党が今減税を求めて、国民の7割か8割だったか、減税を求めているのが今のこの社会情勢だと思います。消費税の減税は、全ての人が対象になります。そして、生計費非課税の、消費税の現状というのは、生計費非課税の制度からちょっと整合性のない現状がありますので、消費税減税、今すぐにおこなって、今の国民生活を助けるという意味では、減税をすべきだと思います。

インボイス制度につきましても、価格転嫁ができない個人事業主さんやフリーランスの方、本当に7割以上が貯金を切り崩したりして消費税を支払っているというような状況で、軽減措置が切れたたら、廃業するしかないとか、自己破産するしかないといったようなことで、声も上がっております。

この意見書採択をするべきだと考えます。

○高橋（立）委員長＝ほかに御意見ございませんか。

海地委員。

○海地委員＝消費税減税、増税いろいろ話もあるわけですけど、僕自身は、消費税は必要な税だと思いゆうがですけども、導入された時点のときは。ただ、薄く広くというのが非常に、3%から5%、8%、10%となってきて、少しいびつな形に、社会保障費って言いながらも、なってきてるんじゃないのかなというふうな考えも今、非常に持っています。やはり総務省としたら、やはり安定的な財源も欲しいし、地方自治体としては、何かそれに代わるものがあれば、それはそれでいいんでないのかなという気もしながら、やはり国にとっては、税制そのもの、間接税も含めて、

もう少し見直すようにする時期に来てるんじゃないのかなというふうな気がしております。消費税が始まって 30 年近くなると思いますけど、非常にこれで国がよくなつたのかなって考えたときに、非常に疑問が今湧いてるところでございまして、インボイス制度始まつたとこでございますが、これもなかなか厳しい事業者が多いなというのが、自分も商売やりながら実感をしている、そんなところでございます。ちょっと消費税減税とインボイス制度を一緒にしてしまうと、ちょっとまた違うところもあるんですが、やはり広く薄くやっていくという部分では、消費税、賛成もできますけど、今後について、非常に疑問が残る部分、残すという部分では疑問残るところもあって、僕的には趣旨採択をしながら、もう少し国でしっかりした議論を税制についてはしていただきたいなというふうなところでございます。

○高橋（立）委員長＝ほかに御意見ございませんか。ほかの皆さん、よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ただいま採択すべし、不採択とすべし、趣旨採択とすべしという 3 意見が出ておりますので、挙手で採決を行いたいと思います。

まず、趣旨採択すべきと考える方、賛成される方、挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋（立）委員長＝次に、採択すべきと思われる方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○高橋（立）委員長＝挙手少数でございますので、したがいまして、不採択ということに決しました。

陳情第 19 号 「大学の学費値上げに関する意見書」採択を求める陳情

○高橋（立）委員長＝続きまして、陳情第 19 号「大学の学費値上げに関する意見書」採択を求める陳情を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

高橋委員。

○高橋（祐）委員＝こちらにつきましては、現在、高校無償化について議論がなされております。段階的に拡大してきておりますけれども、実際のところは、自治体の財政力の豊かさであったり、弱さであったり、地域差がかなりあることが懸念されております。大学無償化ということでございますけれど、少し一足飛びであるんじゃないかなというふうに考えます。まずは、高校から進めるべきだと思いますので、私は反対させていただきます。

○高橋（立）委員長=ほかにありませんか。

杉山委員。

○杉山委員=大学無償化の意見書ではないと思いますけど……。

○高橋（祐）委員=値上げです。訂正します。

○杉山委員=今年 2 月、全国 121 の大学から学生たちが集まって、全政党と文部科学省に要請を行いました。この間、大学の学費の値上げがものすごくて、国からの運営費交付金も 20 年前から比べたら 1,600 億円ほど減っているということで、値上げが止まりません。その中で、学生たちが学費が払えなくて、キャンパスを去っていったり、授業料を払うためにバイト漬けになって、学ぶ時間が取れない、これが今の現状だと思います。憲法第 26 条では、全ての国民はその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するということがありますので、家庭の経済状況などで学ぶ選択が失われるということは、あってはならないと考えますので、学費の値上げすべきではないと、国が必要な予算措置を講ずるべきだという立場から採択をすべきだと考えます。

○高橋（立）委員長=ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

採択すべきと不採択すべきと 2 つの意見がございますので、陳情第 19 号を挙手により採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○高橋（立）委員長=挙手少数であります。よって、本陳情は、不採択すべきものと決しました。

その他

○高橋（立）委員長=以上で当委員会で審議すべき議案は終了いたしましたが、ほかに何か皆さんのはうからありませんか。執行部の皆さんも含めて。

副市長。

○梅原副市長=本日の総務委員会での予算審議につきましては、大変、皆様に心配と御迷惑をおかけいたしました。改めまして、財政規律でありますとか、その技術的なところの精度をしっかりと高めて、委員の皆様から不満であるとか、不信感であるとか、こうしたことを招かないような業務執行に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願ひします。

○高橋（立）委員長=皆さんもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高橋（立）委員長＝なければ、以上で総務文教委員会を散会いたします。御苦労さまでございました。

* ~~~~~ *

○午後 0 時 5 分 散会